

下町文化

○令和8年度新指定・登録文化財紹介……2~4

○文化財説明板の紹介 ……………4

○旧大石家住宅の維持管理 ……………5

○江東区の伝統工芸 ……………6

○江東区の民俗芸能～無形民俗文化財～ ……………7

○刊行物（特価販売）のご案内 ……………8

○文化財の保護と普及のために

- 文化財講習会と協力員制度 - ……………8

今、改めて文化財の話をするでしょう



指定有形民俗文化財「庚申塔 正徳2年在銘」が安置されている庚申堂(大島8-19-12)
後方の子安児童遊園内に設置されたブランコで子どもたちが遊んでいる。

『下町文化』は今号からフルカラー印刷となります。これにより、文化財そのものや関連する資料、図表などについても視覚的にわかりやすい紙面となるよう努めてまいります。また、発行は年間2回に変更となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、令和8年度に江東区教育委員会は、文化財保護審議会（会長・佐々木正直・元群馬県立館林美術館特別館長）の答申を受け、新たに2件を指定、1件を登録し、また4件を指定・登録解除したため、登録文化財の総数は1057件となりました。

江東区では非常に多くの文化財を登録していますが、これは保護の対象をできる限り広くとらえ、文化財として指定されなくても地域の歴史資料や民俗資料を保護できるようにするためです。文化財は、広義には人間が創り出したすべてのものを指します。なかにはひっそりと路傍みちばたにあつて、一見では気付きにくいものもありますが、それらは人々の生活に馴染み、信仰されるなど、地域の貴重な財産として、行政だけでなく地域の方々の手によっても大切に守り伝えられています。

今号では、紙面のリニューアルに際して、文化財係の活動や江東区の文化財について改めてご紹介いたします。

令和8年度新指定文化財

〔有形文化財（建造物）〕

石造宝篋印塔 寛永5年在銘

亀戸3-42-1 光明寺



写真1

本塔は、弘治元年（1555）開山（5）、開山慈宏により建立された天台宗亀命山遍照院光明寺に所在します（写真1）。

来歴

現在、本塔は本堂左、庫裏の前面の植え込みの中に置かれています。基礎部に刻まれた銘から寛永5年（1628）3月に造立されたものであり、区内自性院（亀戸6）にある中に造立された宝篋印塔を除くと、近隣の龍光寺（亀戸3・後述）にある宝篋印塔とともに寛永初期の造立と古い年代に属します。また、完形の状態で見られる点も貴重です。

なお、本塔の来歴については、戦後に現在地に移設されたことが伝わっているのみで、造立の経緯や目的等は不明です。ですが、日本における宝篋印塔が高位の人物や僧の追善・逆修供養を目的とした供養塔や墓塔として造立されたことが一般的であること、また、前記した龍光寺の「石造宝篋印塔 寛永5年在銘」（区登録有形文化財（建造物）が中興開山頼興の供養、さらに、雲光院（三好2）にある寛永14年（1637）に造立された「石造宝篋印塔 阿茶局墓塔 寛永14年在銘」（区指定有形文化財（建造物））と「石造宝篋印塔 寛永14年在銘」（区登録有形文化財（建造物））が、阿茶局とその孫であることを考えると、本塔も高位の人物ないしは僧侶の供養等のために造立された可能性が考えられます。

構造・形式

宝篋印塔の構造・形式については、本紙No.312で詳しく述べましたが、本塔も一般的な宝篋印塔の構造と同じくして、基礎、塔身、笠、相輪の4部で構成されています（写真2）。

基礎部には、上部に反花座があり、

下部には「寛永五年三月」と造立年が陰刻されています。さらに、塔身部の四面には月輪の中に大日如来の四方に位置する仏を表す種子（種子字）が刻まれており、正面に北方の不空成就如来（**卍**アーク 写真3）、背面に南方の宝生如来（**卐**タラク 写真4）、右側面に東方の阿閼如来（**囀**ウーン 写真5）、左側面に西方の阿弥陀如来（**卍**キリーク 写真6）が陰刻されています。笠部には、隅飾が造られ垂直に施され、相輪部には、伏鉢、請花、九輪、請花、宝珠が造られています。



写真2



写真3

本紙No.312で述べた通り、川勝政太郎氏は、宝篋



写真4

宝珠が造られています。



写真5

本紙No.312で述べた通り、川勝政太郎氏は、宝篋



写真6

宝珠が造られています。

すが、これらの形態から、本塔は1類型（近世前期）に分類されます。

【有形民俗文化財】
庚申塔 正徳2年在銘

大島8-19-12

子安児童遊園

庚申塔は庚申信仰に基づいて建てられる石造物です。庚申信仰とは、平安時代からみられた徹夜行事に仏教・神道・民間信仰などを取り入れて全国に拡大していった信仰です。



庚申塔正面

本庚申塔の形態は駒型で、駒型の庚申塔は区内には12基現存しており、区内では最も多くみられる形態です。駒型の庚申塔は、17世紀後半から18世紀を通じて見られ、19世紀へと続く型式です。正面には、上から日月、青面金剛、邪鬼、三猿が浮き彫りにされ、正面以外は粗削りのままとなっています。日月は月待・日待信仰に由来するものと考えられます。青面金剛は、もとは病を流行らせる鬼神でしたが、後に病を



日月

除く神とされ、

さらに

庚申信仰と結

びつき

ます。17世

紀中頃以降

は庚申塔の

本尊として

一般化しま

すが、それ

以前は、諸仏・種子・山王やその神使

とされる猿(三猿)などが本尊でした。

このように、さまざまな信仰が習合し

て形成さ

れた庚申

信仰の特

徴が、本

庚申塔に

はよく表

れていま

す。

本庚申塔が現存する場所は、江戸

時代の平方村にあたります。平方村は

慶長(1596-1615)の頃に

河内国枚方(現大阪府枚方市)の出身

者が開発したことから名付けられました

が、「枚」を「平」に改めた由来は

不明です(『新編武蔵風土記稿』。基



青面金剛(左は前掛けをめくった状態)



邪鬼と三猿

礎の正面に

は、製作年代・

造立者名とと

もに、「平方

村中」という

刻銘がありま

すが、現在は

刻銘の半分以

上が剥落して

失われていま

す。なお、塔

身と基礎はコンクリートによって後補

の跡がみられますが、この後補が行わ

れた時期は不明です。

また、本庚申塔が建っている場所に

はかつて子安稲荷神社がありました。

同社は平方村の鎮守で小名木村宝塔寺

持(『新編武蔵風土記稿』)であり、

また慶長16年(1611)に起立し

たとされます(『葛西志』)。平方村は

明治22年(1889)に周辺の村々と

合併して大島町となりました。昭和20

年(1945)の空襲により、同社は

焼失しました。

空襲により灰燼に帰した子安稲荷神

社を含む大島東部の五つの神社は、昭

和24年(1949)に合祀されて東大

島神社(現大島7)が創建され、その

際に本庚申塔は当地に残されました。

昭和51年(1976)、江東区役所が



基礎正面

子安児童遊園用地を東大島神社から

買収した際に協議し、史跡的価値があ

る場合は本庚申塔を現状のまま保存す

ることとされました。その後、区役所

内で協議検討した結果、平方村の発祥

地を象徴する唯一のものであること、

区内では史跡的価値を有する庚申塔は

極めて少ないことから、史跡として

保存することが適当であるとされ、

現状のまま保存されました。現在、庚

申塔が安置されている庚申堂は、昭和

62年(1987)に地元の町会が工事

費用を拠出して建てられたものです。

本庚申塔にみられるさまざまな彫刻

は、庚申信仰の特徴をよく表していま

す。また、平方村の人々によって造立

されたことが明確で、平方村の発祥地

を示す唯一のものであり、造立当初か

ら現在まで平方村域に所在しているこ

とは区内では稀有な事例です。

なお、本紙No.311・312にも、

本庚申塔についての記事があります。



庚申塔の現況

令和8年度新登録文化財

〔有形文化財（歴史資料）〕
大慈大悲地藏菩薩碑（残欠）

富岡1-15-1 永代寺

大正12年（1923）に発生した関東大震災における死者を供養する目的で大正14年（1925）に「材木取扱組合」と「大和組」によって建立された供養碑の残欠です。

もとは、現存する同じ名称の碑の基礎上部・下部、蓮台を構成していた部分でしたが、令和4年（2022）に老朽化に伴って、碑の修復（新調）が行われた際に同碑の傍らに安置されました。

基礎上部は、4面に刻銘が施され、正面に「地藏菩薩 大慈大悲」、背面に、「奉納永代祠堂料

金壹百圓也 材木取扱組合

大正十二年九月一日大震災

災ノ際歿死

大正十四年八月廿四日開眼供養

金五拾圓也 大和組

と、奉納日・奉納者・由緒が陰刻されています。そして、左右両面に震災による死者49名の姓名が陰刻されています。

基礎下部も4面に刻銘が施され、正

面に「木場 材木取扱組」、背面と左

右両面に施主43名が陰刻されています。

この碑を奉納した「材木取扱組合」

は木場の川並によって構成された組合です。材木問屋の組合と、木場内での材木の運搬や検品管理について、賃金の協定を結んでいました。同じく奉納者である「大和組」は深川区豊住町（現東陽6・7）に所在した会社で、材木の運搬・検品やこれらに従事する人員の派遣業務を行っていました。

大慈大悲地藏菩薩碑（残欠）は、関東大震災に関わる供養塔であるとともに、江東区の特徴的な産業である木場の川並と地域の関わりを窺うことができます。貴重な資料といえます。



大慈大悲地藏菩薩碑（残欠）
左:基礎上部 右:基礎下部・蓮台

指定解除

〔無形文化財（工芸技術）〕

簾製作

漆芸

保持者

保持者

豊田

前田

勇

仁

〔無形文化財（生活技術）〕

あめ細工

保持者

青木

喜

登録解除

〔有形文化財（歴史資料）〕

志満寿左久良碑

富岡1-17-13

深川不動堂

文化財説明板の紹介

文化財係では、江東区登録史跡や江東区指定文化財の所在地に文化財説明板を設置し、その歴史や文化を紹介しています。令和7年度は、指定文化財

「新大橋親柱」説明板を、新大橋東詰公園（新大橋1-2）内のスロープ付近に、また、史跡「山東京伝誕生の地」説明板を都立木場公園南側木場口付近（木場5-7）に新設しました。また、

史跡「逆井の渡し跡」の説明板（亀戸9-12地先）の内容を一部改め、英文を記載しました。

新大橋親柱

新大橋親柱は、これまで木橋であった新大橋が明治45年（1912）に鋼



「逆井の渡し跡」説明板

鉄橋へ架け替えられた際に建造されたものです。親柱とは高欄の端にある太い柱のことで、この親柱は、当時の建築・芸術の潮流が反映された意匠や当時の工法を現代に伝えています。新大橋親柱の詳細については、本紙No.309をご覧ください。

山東京伝誕生の地

山東京伝は、宝暦11年（1761）に深川木場の質屋に生まれました。絵師北尾政演として画才を発揮したほか、戯作者として多くの作品を世に出しました。また、煙管・煙草入れの店「京屋」を営み、意匠を凝らした商品や広告で人気を博すなど、多才な文化人として活躍しました。



「新大橋親柱」説明板



「山東京伝誕生の地」説明板

旧大石家住宅の維持管理

今号では、江東区内最古の民家建築で区指定有形文化財（建造物）である「旧大石家住宅」の維持管理などの取り組みについてご紹介します。

【旧大石家住宅とは】

旧大石家住宅が建てられたのは、江戸時代後期の19世紀中頃（1850年頃）です。もとは、八郎右衛門新田（現東砂8）の舟入川（現四十町通り）南端に建てられていました。

平成6年（1994）に江東区の有形文化財（建造物）に指定されるとともに解体調査を実施し、同8年（1996）に区立仙台堀川公園内の現在地に移築復原されました。

【古民家を維持するために】

旧大石家住宅はこれまでに、数多く



雪化粧の旧大石家住宅(令和8年2月)

の地震や風水害、そして戦災をくりくり抜けてきました。この古民家を未来へと受け継いでいくため、江東区では以下のような維持管理活動を行っています。

〜旧大石家住宅友の会〜

旧大石家住宅友の会は、平日の維持管理を担っているボランティアグループです。月々金の各曜日ごとに班を組んで活動しており、囲炉裏の火入れ、家屋内の清掃・換気、庭の草刈りや落葉の掃除などを行っています。また、ひな飾り期間中の特別公開や、すす払いなどにもご協力いただいています。

〜火入れとすす払い〜

茅葺屋根の維持に重要なのが、囲炉裏やかまどの火入れです。薪を燃やした煙で燻されると、表面がすすで覆われ、茅や柱の耐久性が高まるほか、害虫が付きにくくなります。一方で、屋根裏にはすすが溜まるので、年末にすす払いを行って、一年間の汚れを落とします。

〜雨戸の修理〜

開館時には見られませんが、日々雨風をしのいでいるのが雨戸です。雨戸の戸板は、長年の風雨と太陽光で劣化し、隙間が出来たり、棧（縁）から浮いてしまいます。その際は、傷んだ部材を適宜交換していきます。旧大石家住宅では、この修理を区内在住で無形

文化財保持者の建具職人の方に依頼しています。

〜土壁の補修〜

土壁は、竹材を格子状に組んだ骨組みに、砂・粘土・水・刻んだ藁を混ぜたものを、左官職人が鍬一つで塗り重ねて造り上げます。土壁は劣化すると、ひび割れや表面がえぐれてしまいます。これを補修するのも左官職人の仕事です。

〜茅葺屋根の葺き替え〜

古民家の象徴ともいえる茅葺屋根ですが、囲炉裏などで火入れを行って維持管理していても徐々に劣化していきます。一般的には20〜30年程度で葺き替えを迎えます。旧大石家住宅では、平成29年（2017）に茅葺の葺き替えを行いました。屋根の頂上部分の棟部分は傷んでいましたが、屋根の下部の軒部分や下地は劣化していませんでした。これは、「旧大石家住宅友の会」の皆さんが火入れを行っていたためです。なお、こ



葺き替えの様子(平成29年2月)

の葺き替えては、宮城県石巻市の北上川河口域に広がるヨシ原のヨシを使用しました。

【おわりに】

旧大石家住宅では、ひな飾りや五月飾りなど年5回、季節展示を行っています。この機会にぜひ一度ご来館いただければ幸いです。

【ご利用案内】

（文化財専門員 勝田真幸）

所在地：南砂5-24地先仙台堀川公園内
公開日：毎週土・日曜日及び祝休日
※年末年始（12月27日〜1月5日）は休館

時間：午前10時〜午後4時
入館料：無料

交通：東京メトロ東西線「南砂町駅」下車徒歩15分

都営バス「亀高橋」「東砂四丁目」（亀21系統・両28系統・秋26系統・門21系統・亀29系統）
「江東図書館前入口」（陽20系統）
「南砂六丁目」（亀21系統）
各下車徒歩5分



江東区の伝統工芸

江東区と伝統工芸

江東区は、江戸・東京の消費生活を支える商工業地域として発展してきました。そのなかで、江戸時代以来の技術を伝えるたくさんの職人が生まれ、その技術を今日まで伝えてきました。

江東区の職人の特徴は、暮らしの道具を作る職人が多いことです。そして職人の仕事は、地域の特性と結びついて発展してきました。

都市江戸が広がっていくなかで、小名木川や大横川などの堀沿いの地が町場となって職人や商人が移り住み、とくに木場が成立すると、木工・漆工関係の仕事が発展しました。注文仕事が多くなると、自身で原材料を大量に抱えることはリスクをともなうため、木場の周辺に仕事場を持ち、注文が入り次第、容易に材料の仕入れができることは大きなメリットになりました。



桶(江戸櫃・えびづつ)

堀割の多い江東区域、とくに深川は人や物の集散地となり、運搬手段である和船を扱う船大工が小名木川の高橋あたりに多く住んで「海辺大工町」と

いう町名も付きました。そして、堀割は、水や広い場所を必要とする染織産業(更紗染など)の発展を支え、また原材料の運搬に便利なことから、集まったガラス工による江戸切子製造が盛んとなって今日でも多くの職人が仕事をしています。

伝統工芸とは何か

伝統工芸は、自然の材料を工芸材料とし、手と道具で製作されるものと一般的に言われています。

自然材が工芸材料であることが伝統工芸の特色の一つとされるのは、人工材が生まれる以前に伝統工芸技術の基礎が確立されたとの考えからです。

そして、自然材からどのように美しさや長所を引き出すか、その方法が江戸時代以来受け継がれてきた技術であり、その結果として工芸品が生み出されることとなります。

無形文化財の登録・指定

江東区では、昭和55年(1980)10月に江東区文化財保護条例を制定して以来、伝統工芸技術の調査を進め、「無形文化財」として登録・指定を行っています。その対象は、職人が持つ江戸時代以来の技術そのものです。技術は目に見えませんが、形の無い文化財と言うわけです。そして技術を持つ職人は「保持者」として認定します。

無形文化財の場合は、文化財の登録・指定と保持者認定が必ずセットになります。

技術は、人から人へと受け継がれます。受け継ぐ人がいなくなると、技術も無くなってしまいます。伝統とは鎖のようなもので、連続と未来へつないでいくことが大切です。

伝統工芸を知る二つの展示施設

区内には、伝統工芸を知っていたただための施設が2か所あります。それぞれ「工匠館」と「匠の粋品処」と呼んでいます。

■工匠館

平成4年(1992)にオープンして以来、伝統工芸を学ぶことができる施設として運営しています。

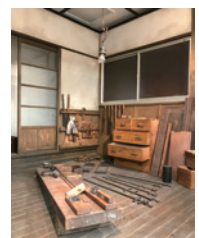
ここでは、地域に根ざした伝統工芸とその背景にある歴史・生活・技について紹介しています。



中心となるのは、江東区域の特色である木場や堀割に関わる展示です。「木場と職人」では、木場の風景写真や木挽の大鋸、川並の道具などを展示しており、木場の歴史を知ることが出来ます。「船大工」では、和船の構造、造船の工程、船大工の道具を展示し、暮

らしに欠かせなかった和船について紹介しています。

また、展示室の奥には、森下2丁目で行事をしてきた唐木細工職人の仕事場を原寸大で再現しており、今では少なくなつた職人の仕事場の雰囲気を感じることが出来ます。



【場所】森下文化センター2階
(森下3-12-17)

【開館時間】9時～17時

【費用】無料

【休館日】第1・3月曜日(祝日の場合は開館)、年末年始ほか

■匠の粋品処

平成29年(2017)に設置して以来、現代の無形文化財保持者の作品を中心に展示しています。



【場所】深川江戸資料館の常設展示室隣り(白河1-3-28)

【開館時間】9時30分～17時(入館は16時30分まで)

【費用】常設展示室観覧料400円(小中学生は50円)が必要

【休館日】第2・4月曜日(祝日の場合は開館)、年末年始ほか

(文化財主任専門員 栗原修)

江東区の民俗芸能

「無形民俗文化財」

江東区には、隅田川を挟んで日本橋に隣接する町場の深川地域、その東に江戸近郊農村の城東地域という、二つの異なった地域が成立しました。このような地域的特質は、さまざまな文化を育む基盤となり、そのなかで民俗芸能は生まれました。寄洲を埋め立てて設けられた木場（木場の角乗・木場の木遣）、物流を支えた河川・堀割沿いに蔵が並ぶ佐賀町（深川の力持）、多くの人々を引き付けた富岡八幡宮の祭り（富岡八幡の手古舞）、農村地域の娯楽として発展した囃子（砂村囃子）がそれです。

長い間、多くの人々により伝えられてきた江東区の民俗芸能は、現在、保存会や睦会の皆さんによってその技が受け継がれています。

江東区に伝わる民俗芸能

木場の角乗（東京木場角乗保存会）

江戸時代に木場で材木を扱う川並の仕事の余技として生まれました。タメ竿（先端に鳶口が付いた長い竹竿）を手に持ち、水に浮かべた角材に素足で



乗り回転させる「地乗り」を基本として、様々な技が加わり、芸能として発達しました。

木場の木遣（木場木遣保存会）

江戸時代より木場で働く川並衆が、材木を井桁状に積み重ねていく「棧取り」など複数人での作業の際に、息を合わせるための労働歌として歌われました。木遣は音頭をとる「呼び」とこれに大勢で合わせる「受け」による掛け合いで繰り返されます。



富岡八幡の手古舞

（富岡八幡の手古舞保存会）

富岡八幡宮の3年に一度の大祭りに行われる芸能で、神輿行列の先頭に立って木遣で練り歩きます。装束は、男鬘に台肘の長襦袢を片肌脱ぎにして、型抜染めの上着と裁着袴に草鞋履きという男装です。



砂村囃子（砂村囃子睦会）

享保年間（1716～36）の初め頃、金町（葛飾区）の香取社（現在の葛西神社）の神官能勢環が農民に囃子

を教え、それが近隣の農村に広まって成立したと伝えられています。葛西囃子や神田囃子と同じ、江戸もしくは近辺の祭り囃子の一つで、大太鼓・篠笛・鉦各1名と締太鼓2名で演奏されます。富岡八幡宮（南砂7）をはじめ、区内の神社の祭りや祝儀の場などで演奏されています。



深川の力持（深川力持睦会）

江戸時代からの倉庫地帯であった佐賀町界隈（現佐賀1・2）で、米俵などの運搬から発



生した余技で、江戸時代後期には興行として行われるほど盛んになりました。演技には米俵・臼・小舟・脚立・木箱などが用いられ、砂村囃子の演奏に合わせながら、技が披露されます。

※順不同。カッコ内は保護団体名。以上の写真はいずれも令和7年度開催の「江東区民俗芸能大会」時のもの。

一般公開について

江東区では毎年、「江東区民俗芸能大会」（以下、「大会」）。10月中旬の日

曜日、「江東区民まつり中央まつり」の一環と「新春民俗芸能の集い」（以下、「新春」）。1月中旬の日曜日）というように年2回、民俗芸能の公開を実施しています。なお、「大会」「新春」

ともに、砂村囃子睦会による「獅子舞」が披露されます。「大会」では、木場木遣保存会による「木場の木遣」のほか「木場の木遣念仏」も行われます。「木場の角乗」は「新春」では記録映像上映のみとなります。会場や開催日時については、いずれも江東区の区報ホームページ等でお知らせいたします。

ブックレット版『江東区の民俗芸能』

江東区の民俗芸能については以前リーフレット版を配布していましたが、令和7年10月にブックレット版（A5判8頁）としてリニューアルしました。江東区役所2階「こうとう情報ステーション」および同4階の当係窓口カウンターで無料配布しています。



（文化財主任専門員 野本賢二）

— 刊行物(特価販売)のご案内 —

文化財係では、一定年数を経過した刊行物については、ご購入いただきやすいように価格を下げ、販売をしています。そのうち『絵葉書で見る江東百景』シリーズをご案内します。



江東区は、震災・戦災によって町並みが大きく変化してきました。

た。移り変わる町の様子を知る資料の一つとして写真がありますが、区所蔵の写真は戦後のものがほとんどです。そこで、戦前の写真を使用している絵葉書を収集し、紹介することで、近代の町並みを知っていただこうと、本シリーズ(既刊6冊)を刊行しました。ぜひお手にとってご覧ください。

■『深川公園』『花の名所』『震災復興』『臨海地の記憶』『大洪水』(A4判16頁、各100円) ※『復興小学校』(A4判40頁)は、500円のままです。
【販売場所】 区役所2階こうとう情報ステーション・4階文化財係、芭蕉記念館、深川江戸資料館、中川船番所資料館、深川東京モダン館
 ※この他の特価販売刊行物については区ホームページをご覧ください。

文化財の保護と普及のために
— 文化財講習会と協力員制度 —

文化財を未来へ引き継ぐためには、ただ保存するだけではなく、今を生きる私たちが活用することで文化財本来の役割を果たせるといえます。そのためには文化財を地域の人々に広く知ってもらうことが必要です。江東区では文化財の保護・普及を目的として以下のような活動を行っています。

文化財保護推進員講習会

文化財保護活動をより有意義なものとするためには、行政と地域住民が一体となって取り組んでいくことが必要です。そのために、区内各地域での文化財愛護活動を推進する地域リーダーとなる「文化財保護推進員」を養成する目的で、昭和60年度(1985)から文化財保護推進員講習会を開催しています。



講習会での拓本採扱実習の様子

講習会では、江東区の歴史や文化財、文化財調査の方法や技術、文化財保護行政の仕組みや現状、課題について

て学びます。講習会を修了した方々は、各地域での活動・活躍が期待されます。



近年の中級研修会報告書

修了者のうち希望者は、ゼミ形式によるグループ研究である「中級研修会」に進むことができます。研修会では、図書館を活用した文献調査、地域史研究の方法とその技術を学習します。そして最

後に、江東区の歴史・文化・民俗に関するテーマの報告書を作成します。

この研修会では、研修生が自ら調べ考える自主性を重視し、それが、研修会修了後も、各自で地域学習・研究を継続していくための基礎となっています。

文化財保護推進協力員

文化財保護推進協力員は、文化財保護に関し、地域のリーダーとして啓発活動をすすめていただくために、江東区教育委員会が委嘱する民間協力員です。協力員の応募資格は前述の中級研修会修了者で、定員は48人、任期は2年となっています。具体的な活動内容は、①有形文化財の現況確認調査、②定点観測調査(町並みの変化の写真記



文化財めぐりでの協力員による説明の様子

録)、③文化財説明板の確認調査、④文化財講習会での文化財めぐり、⑤各種文化

財公開事業への協力です。「江東区の文化財保護は区民の手で」というところに協力員制度の大きな特徴があり、実際の活動では、ベテランと新人が力を合わせ、文化財保護の最前線で活躍しています。

お詫びと訂正

前号(No.312)3頁3段目左から4行目の表記に誤りがありました。ここにお詫び申し上げ、訂正いたします。
 誤…火徐地(ひよけち)
 正…火除地(ひよけち)

下町文化 No.313

令和8年(2026)6月5日発行

編集・発行
 江東区地域振興部
 文化観光課文化財係
 〒135-8383
 江東区東陽 4-11-28
 TEL (03) 3647-9819
<https://www.city.koto.lg.jp>

